

沼津市国民保護計画(案)の修正内容

資料-1

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)								
頁	計 画 (案)	修 正	最 終 修 正 (案)	備 考						
目次	第3章 関係機関相互の連携		第3章 関係機関相互の連携	誤謬により修正する。本文訂正により修正(県指示)						
2	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等		2 知事等、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等							
目次	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	誤謬により修正する。本文訂正により修正(県指示)						
4	2 損失補償、実費弁償及び損害補償79	2 損失補償、損害補償79	2 損失補償及び損害補償79							
4	(7)高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	(7)高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	(7)高齢者、障害のある人、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	「等」については「その他特に配慮を要する者」を指している。県計画では、一人で避難できるような小中学生は、住民の一部として考えている。(県)						
5	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 1 関係機関の事務又は業務の大綱 (1) 市 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>2 国民保護協議会の設置、運営</td></tr><tr><td>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</td></tr></table>	事務又は業務の大綱	2 国民保護協議会の設置、運営	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 1 関係機関の事務又は業務の大綱 (1) 市 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>2 市国民保護協議会の設置、運営</td></tr><tr><td>3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営</td></tr></table>	事務又は業務の大綱	2 市国民保護協議会の設置、運営	3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営	誤謬により修正する。(県指示)
事務又は業務の大綱										
2 国民保護協議会の設置、運営										
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営										
事務又は業務の大綱										
2 市国民保護協議会の設置、運営										
3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営										
	(2) 県 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>2 国民保護協議会の設置、運営</td></tr><tr><td>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</td></tr></table>	事務又は業務の大綱	2 国民保護協議会の設置、運営	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		(2) 県 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>2 県国民保護協議会の設置、運営</td></tr><tr><td>3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営</td></tr></table>	事務又は業務の大綱	2 県国民保護協議会の設置、運営	3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営	
事務又は業務の大綱										
2 国民保護協議会の設置、運営										
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営										
事務又は業務の大綱										
2 県国民保護協議会の設置、運営										
3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営										
10	(4)道路の位置等 東西にのびる東名高速道路は、関東圏、中京圏と直結し、国道1号、県道380号線は富士市、清水町、三島市と繋がる。 また、南北にのびる国道246号は長泉町、裾野市に、国道414号は伊豆の国市に、市内口野を基点とする県道沼津土肥線は伊豆市に繋がっている。		(4)道路の位置等 東西にのびる東名高速道路は、関東圏、中京圏と直結し、国道1号、県道380号線は富士市、清水町、三島市と繋がる。 また、南北にのびる国道246号は長泉町、裾野市に、国道414号は伊豆の国市に、市内口野を基点とする県道17号線は伊豆市に繋がっている。	県道の表現方法を統一する。						
20	第2 関係機関との連携体制の整備 2 県との連携等 (4)県警察との連携 市長は、自らが管理する道路について、...		第2 関係機関との連携体制の整備 2 県との連携等 (4)県警察との連携 市は、自らが管理する道路について、...	道路法の改正により変更する。(県指示)						
29	1 避難に関する基本的事項 (5)学校や事業所との連携 市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。	1 避難に関する基本的事項 (5)学校や事業所との連携 市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。	1 避難に関する基本的事項 (5)学校や事業所との連携 市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。	各を入れた方がいい。(県指示)						
	2 避難実施要領のパターンの作成 市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換.....	2 避難実施要領のパターンの作成 市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等)と緊密な意見交換.....	2 避難実施要領のパターンの作成 市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換.....	法第63条第1項により、県モデルが妥当と考える。(県)						
30	(2)基礎的資料の準備等 市対策本部において集約・整理する基礎的資料 ・避難施設データベース(平成18年度稼働予定)		(2)基礎的資料の準備等 市対策本部において集約・整理する基礎的資料 ・避難施設データベース	避難施設データベース稼働予定は削除。(県からの修正指示)						
32	(2)市が管理する公共施設等における警戒 市は、市外又は国外においてテロ等が発生した場合、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じて情報収集体制の徹底、職員又は警備員による見回り、点検を実施する。		(2)市が管理する公共施設等における警戒 市は、市外又は国外においてテロ等が発生した場合、その管理に係る公共施設等について、必要に応じて情報収集体制の徹底、職員又は警備員による見回り、点検を実施する。	沼津市営公共機関(経営)が無い場合削除する。						
37	オ 本部の代替機能の確保 予備施設として 図書館		オ 本部の代替機能の確保 予備施設として 市立図書館	より明確にするため(県指示)						

沼津市国民保護計画(案)の修正内容

資料-1

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)	
頁	計 画 (案)	最 終 修 正 (案)	備 考
38	<p>(5) 市対策本部長の総合調整等</p> <p>イ 県対策本部長に対する総合調整の要請</p> <p>.....</p> <p>なお、県対策本部長が総合調整を行う場合には、市長は、県対策本部長に対して意見を述べることができる。</p>	<p>(5) 市対策本部長の総合調整等</p> <p>イ 県対策本部長に対する総合調整の要請</p> <p>.....</p> <p>なお、県対策本部長が総合調整を行う場合には、市長等は、県対策本部長に対して意見を述べることができる。</p>	<p>法第29条第2項 都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限と同じ表現とする。</p> <p>(県の修正指示)</p> <p>以下同じ</p>
39	<p>2 現地調整所</p> <p>(1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。</p>	<p>2 現地調整所</p> <p>(1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。</p>	<p>法第63条第1項の海上保安部長等は、当該市町村の区域を管轄する海上保安部長等に限らない。</p> <p>住民の避難誘導は管轄区域にとらわれていない。</p> <p>法文どおり「等」を入れるのが妥当と考える。(県)</p>
	<p>現地調整所</p> <p>消防機関 医療機関 県 自衛隊 市町 県警察 海上保安部等</p> <p>・情報の共有 ・活動内容の調整</p> <p>○各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて次の活動が効果的に行われるよう調整する。 ・防火・救助・救急・交通の規制・原因物質の除去、除去等 ○各機関の連携体制を構築する。 ○情報共有するものうち、特に活動する隊員の安全に関する情報は、常に最新のものとなるよう努める。</p>	<p>現地調整所</p> <p>消防機関 医療機関 県 自衛隊 市町 県警察 海上保安部</p> <p>・情報の共有 ・活動内容の調整</p> <p>○各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて次の活動が効果的に行われるよう調整する。 ・防火・救助・救急・交通の規制・原因物質の除去、除去等 ○各機関の連携体制を構築する。 ○情報共有するものうち、特に活動する隊員の安全に関する情報は、常に最新のものとなるよう努める。</p>	<p>現地調整所</p> <p>消防機関 医療機関 県 自衛隊 市町 県警察 海上保安部等</p> <p>・情報の共有 ・活動内容の調整</p> <p>○各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて次の活動が効果的に行われるよう調整する。 ・防火・救助・救急・交通の規制・原因物質の除去、除去等 ○各機関の連携体制を構築する。 ○情報共有するものうち、特に活動する隊員の安全に関する情報は、常に最新のものとなるよう努める。</p>
41	<p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</p> <p>(1) 知事等への措置要請</p> <p>市長は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p>	<p>2 知事等、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等</p> <p>(1) 知事等への措置要請</p> <p>市長等は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長等は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p>	<p>法第29条第2項 都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限</p> <p>この中に、関係市町村長等は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関して、都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。とされている。</p> <p>(県の修正指示)</p> <p>以下同じ</p>
	<p>(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請</p> <p>市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。</p>	<p>(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請</p> <p>市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。</p>	<p>県の修正指示</p>
	<p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請</p> <p>市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。</p>	<p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請</p> <p>市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長等は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。</p>	<p>県の修正指示</p>
	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣(以下「国民保護等派遣」という。)が必要と判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。</p> <p>また、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、地方連絡部長等を通じて、防衛庁長官に連絡する。</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣(以下「国民保護等派遣」という。)が必要と判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。</p> <p>また、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、地方協力本部長等を通じて、防衛庁長官に連絡する。</p>	<p>自衛隊の組織改変により、地方連絡部長が地方協力本部長に改変された。</p> <p>また、頭に自衛隊を付けるよう県から指示があった。</p>
	<p>(2) 市長は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣(以下「国民保護等派遣」という。)が必要と判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。</p> <p>また、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、地方連絡部長等を通じて、防衛庁長官に連絡する。</p>	<p>(2) 市長は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣(以下「国民保護等派遣」という。)が必要と判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。</p> <p>また、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊地方協力本部長等を通じて、防衛庁長官に連絡する。</p>	

沼津市国民保護計画(案)の修正内容

資料-1

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)		
頁	計 画 (案)	修 正	最 終 修 正 (案)	備 考
42	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (1)市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。		5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (1)市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。	県の修正指示
	(2)市長は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。		(2)市長等は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。	県の修正指示
43	6 市の行う応援等 (1)他の市町に対して行う応援等 ア 市長は、他の市町長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。		6 市の行う応援等 (1)他の市町に対して行う応援等 ア 市長等は、他の市町長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。	県の修正指示
	9 住民への協力要請 市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。	9 住民への協力要請 市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民等に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。	9 住民への協力要請 市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。	範囲内の住民という意味合いから、等を削除する。(県事前協議)
44	(1)避難住民の誘導に必要な援助 避難住民を誘導する市の職員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。		(1)避難住民の誘導に必要な援助 避難住民を誘導する市の職員並びに消防長及び消防団長は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。	法第62条第1項の表現により、訂正する旨の県からの指示
49	(2)避難実施要領を定める際の主な留意事項 ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。		(2)避難実施要領を定める際の主な留意事項 ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	県から誤謬により修正の連絡
50	(3)避難実施要領の策定の際における考慮事項 ウ 避難住民等の把握		(3)避難実施要領の策定の際における考慮事項 ウ 避難住民の把握	避難している住民を把握するのであり、等は削除が妥当。(県の修正指示)
	カ 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の避難方法の決定	カ 高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児その他特に配慮を要する者の避難方法の決定	カ 高齢者、障害のある人、乳幼児その他特に配慮を要する者の避難方法の決定	県計画では、一人で避難できるような小中学生は、住民の一部として考えている。(県)
52	(3)武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難 ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ・・・ ・市長は、弾道ミサイルの弾道の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは、危険を伴うことから・・・		(3)武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難 ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ・・・ ・市長は、弾道ミサイルの弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは、危険を伴うことから・・・	県モデルの誤り
	ウ 着上陸侵略の場合 ・市長は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、・・・		ウ 着上陸侵略の場合 ・市長は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、・・・	誤謬により修正する。(県指示)
	(5)地域特性に応じた住民避難 ア 都市部における住民の避難 都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、・・・		(5)地域特性に応じた住民避難 ア 都市部における住民の避難 都市部の住民を避難させる必要が生じた場合、・・・	誤謬により修正する。(県指示)
53	(6)避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。	(6)避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。	(6)避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。	法第63条第1項から考えれば「等」が入る。(県)

沼津市国民保護計画(案)の修正内容

資料-1

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)	
頁	計 画 (案)	最 終 修 正 (案)	備 考
53	(9)高齢者、障害のある人、外国人等への配慮 市長は、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、国際交流団体等と協力して、高齢者、障害のある人、外国人等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする	(9)高齢者、障害のある人、外国人等への配慮 市長は、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、国際交流団体等と協力して、高齢者、障害のある人、外国人等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	県モデルの抜け
54	(13)通行禁止措置の周知 道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、… 4 避難先区域の指定を受けた場合の対応 市長は、避難先区域の指定が管轄区域内にある場合には、避難施設の開設や救援の準備等の避難住民の受け入れに必要となる措置を行う。	(13)通行禁止措置の周知 道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、… 4 避難先地域の指定を受けた場合の対応 市長は、避難先地域の指定が管轄区域内にある場合には、避難施設の開設や救援の準備等の避難住民の受け入れに必要となる措置を行う。	道路法の改正により変更する。(県指示) 誤謬により修正する。(県指示)
56	(3)救援に当たっての留意事項 ア 収容施設の供与 ・高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与	(3)救援に当たっての留意事項 ア 収容施設の供与 ・高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与	県計画では、一人で避難できるような小中学生は、住民の一部として考えている。(県)
57	エ 被災者の捜索及び救出 ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携 オ 埋葬及び火葬 ・県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 ケ 死体の捜索及び処理 ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携	エ 被災者の捜索及び救出 ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携 オ 埋葬及び火葬 ・県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 ケ 死体の捜索及び処理 ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携	船で避難中に御前崎沖で何らかの理由で沈没し、被災者の捜索及び救出等を行うこともあり得るので、県モデルどおり等を入れることが妥当。(県)
61	ウ 住民への回答に係る様式は、安否情報省令の様式第5号による。 (3)個人の情報の保護への配慮 ア 市長は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、… イ 市長は、安否情報の回答に当たっては、…	ウ 住民等への回答に係る様式は、安否情報省令の様式第5号による。 (3)個人の情報の保護への配慮 ア 市長は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、… イ 市長は、安否情報の回答に当たっては、…	安否情報の照会は、避難住民に限らず、住民の関係者等からの照会があるため。(県の修正指示) 法第95条が「地方公共団体の長」としているの、「市長」に変えてください。(県指示)
62	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (1)武力攻撃災害への対処 市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (1)武力攻撃災害への対処 市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。	法第97条により「市」に変えてください。(県指示)
63	(3)市が管理する施設の安全の確保 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。	(3)市が管理する施設の安全の確保 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。	法第102条第4項の「その他の行政機関」にあたる。前後の関係から長を除くことで修正をしたが、逐条解説において幅広く想定していることから、県モデル計画と同様に「等」を入れていただきたい。(県)
64	(3)関係機関との連携 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。	(3)関係機関との連携 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。	県モデルは、市の対策本部に関係機関が集まって情報交換を行うことを想定している。状況によって御前崎海上保安署が参加することも考えられるため、県モデルの表現が妥当と考える。(県)
65	イ 措置の手続き (ア)市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等という。)に対し、以下に掲げる事項を通知する。	イ 措置の手続き (ア)市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等という。)に対し、以下に掲げる事項を通知する。	県モデルの誤り(県の修正指示)

沼津市国民保護計画(案)の修正内容

資料-1

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)		
頁	計 画 (案)	修 正	最 終 修 正 (案)	
			備 考	
67	(3)安全の確保等 ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、 <u>県警察及び海上保安部等</u> と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。 イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて <u>県警察、海上保安部等</u> 、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。	(3)安全の確保等 ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、 <u>県警察及び海上保安部等</u> と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。 イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて <u>県警察、海上保安部</u> 、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。	(3)安全の確保等 ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、 <u>県警察、海上保安部等</u> 、 <u>自衛隊等</u> と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。 イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて <u>県警察、海上保安部等</u> 、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。	県モデルに漏れ(県) 情報を取るため海上保安部等が妥当(県指示)
68	(2)警戒区域設定に伴う措置等 ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における <u>県警察、海上保安部等</u> 、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。 ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、 <u>県警察、海上保安部等</u> 、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。	(2)警戒区域設定に伴う措置等 ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における <u>県警察、海上保安部</u> 、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。 ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、 <u>県警察、海上保安部</u> 、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。	(2)警戒区域設定に伴う措置等 ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における <u>県警察、海上保安部等</u> 、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。 ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、 <u>県警察、海上保安部等</u> 、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。	情報を取るため海上保安部等が妥当(県指示) 市の警戒区域内に御前崎海上保安署が来ることは考えにくい、武力攻撃の状況によっては管区海上保安本部に要請する可能性も否定できないため、海上保安部等が妥当と考える。(県) 以下同じ
70	(8)安全の確保 イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、 <u>県警察、海上保安部等</u> 、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。	(8)安全の確保 イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、 <u>県警察、海上保安部</u> 、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。	(8)安全の確保 イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、 <u>県警察、海上保安部等</u> 、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。	県モデルが妥当と考える(県)
71	第8章 被災情報の収集及び報告 (2)市は、情報収集に当たっては消防機関、 <u>県警察、海上保安部等</u> との連絡を密にする。	第8章 被災情報の収集及び報告 (2)市は、情報収集に当たっては消防機関、 <u>県警察、海上保安部</u> との連絡を密にする。	第8章 被災情報の収集及び報告 (2)市は、情報収集に当たっては消防機関、 <u>県警察、海上保安部等</u> との連絡を密にする。	県モデルが妥当と考える(県)
72	1 保健衛生の確保 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、 <u>市地域防災計画に準じて、以下に掲げる措置</u> を実施する。 (4)飲料水衛生確保対策 イ 市は、 <u>地域防災計画の定め</u> に準じて、水道水の供給体制を整備する。 2 廃棄物の処理 (1)廃棄物処理対策 ア 市は、 <u>市地域防災計画に準じて、以下の措置</u> を講ずる。		1 保健衛生の確保 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、 <u>市地域防災計画に準じた措置</u> を実施する。 (4)飲料水衛生確保対策 イ 市は、 <u>市地域防災計画の定め</u> に準じて、水道水の供給体制を整備する。 2 廃棄物の処理 (1)廃棄物処理対策 ア 市は、 <u>市地域防災計画に準じた措置</u> を講ずる。	誤謬により修正する。(県指示) 2 廃棄物の処理 (1)廃棄物処理対策 アの市地域防災計画に合わせる。(県の修正指示) 「以下」が無いので、文中の「以下の」を削除する。(県の修正指示)
74	2 避難住民等の生活安定等 (2)市税の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。		2 避難住民等の生活安定等 (2)市税の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の <u>提出</u> 、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。	誤謬により修正する。(県指示)
77	2 公共的施設の応急の復旧 (1)市が管理する水道施設、 <u>水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設</u> の応急の復旧	2 公共的施設の応急の復旧 (1)市が管理する水道施設、 <u>水道用水供給施設、下水道施設</u> の応急の復旧	2 公共的施設の応急の復旧 (1)市が管理する水道施設 <u>及び下水道施設</u> の応急の復旧	沼津市には工業用水道施設が無いため削除 また、水道用水供給施設も無い ため削除

沼津市国民保護計画(案)の修正内容

資料-1

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)		
頁	計 画 (案)	修 正	最 終 修 正 (案)	備 考
77	市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する水道施設、水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。	市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する水道施設、水道用水供給施設、下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。	市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する水道施設及び下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。	
79	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 2 損失補償、実費弁償及び損害補償	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 2 損失補償、損害補償	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 2 損失補償及び損害補償	県モデルの誤り(県)